

女性活躍推進法に基づく行動計画

働きやすい環境をすることにより、男女ともに全ての職員が能力を十分に発揮でき、結果長く勤められるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年4月1日～令和10年3月31日

2. 目標

男女とも平均勤続年数を9年以上とする。

3. 取組内容・実施時期

R6.4～ 職員と管理職との面談を実施し、家庭との両立やキャリア形成についてヒアリングの機会を設ける。

R6.8～ 育児・介護休業制度等について研修等を実施し、男性職員についても育児休業が取得できることを再度啓発し利用を促す。